

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年7月17日

【会社名】 K L a b株式会社

【英訳名】 K L a b I n c .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 真田 哲弥

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号

【電話番号】 03-4500-9077

【事務連絡者氏名】 取締役 IR室長 中野 誠二

【最寄りの連絡場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号

【電話番号】 03-4500-9077

【事務連絡者氏名】 取締役 IR室長 中野 誠二

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 12,102,130円  
(新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額)  
562,159,230円  
(注) 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行新株予約権証券】

##### (1)【募集の条件】

発行数	4,369個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	12,102,130円
発行価格	本新株予約権1個につき2,770円(新株予約権の目的である株式1株当たり27.70円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成25年8月2日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	K L a b株式会社 経営管理部法務グループ
払込期日	平成25年8月2日
割当日	平成25年8月2日
払込取扱場所	三菱東京UFJ銀行 虎ノ門中央支店

- (注) 1. 本新株予約権については、平成25年7月17日開催の当社取締役会において発行を決議しております。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権の「総数引受契約」を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われないこととなります。
4. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。割当予定先の状況については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。

## (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式436,900株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、下記第2項及び第3項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額(同欄第2項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、1,259円とする。但し、行使価額は本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{割当株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{割当株式数}}$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- 本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）
- 調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- 株式分割により普通株式を発行する場合
- 調整後行使価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。
- 本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）
- 調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
- 調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4)
- 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所第一部（以下「東証第一部」という。）における当社普通株式の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てるものとする。

	<p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の合併、資本金の額の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>562,159,230円</p> <p>(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)とし、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成25年8月5日から平成27年8月4日までとする。但し、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2. 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 虎ノ門中央支店</p>
新株予約権の行使の条件	<p>本新株予約権の一部を行使することができる。但し、本新株予約権の1個未満の行使はできない。なお、本新株予約権の行使によって当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。</p>

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引日における行使価額の180%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下「取得日」という。）の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき2,770円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。</p> <p>交付する再編成対象会社の新株予約権の数</p> <p>残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類</p> <p>再編成対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数</p> <p>組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。</p> <p>新株予約権を行使することのできる期間</p> <p>別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄第2項「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金」に準じて決定する。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項「本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。</p> <p>その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件</p> <p>別記「新株予約権の行使の条件」欄及び別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に準じて決定する。</p> <p>譲渡による新株予約権の取得の制限</p> <p>新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p>

## (注) 1. 本新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求受付場所」に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (2) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ、当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が払込取扱場所の口座に入金された日に発生する。

## 2. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

## 3. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

## 4. 本新株予約権の特徴

本新株予約権の内容は、新株予約権の行使価額と割当株式数を固定することにより、既存株主様が保有する株式価値の希薄化の抑制を図りつつ、具体的な資金需要に応じて機動的な資金調達を実行することを目的として設定されており、以下の特徴があります。

## 行使価額及び割当株式数の固定

本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮といった観点からの懸念が示される行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び割当株式数の双方が固定されていることから、既存株主の保有する株式価値の希薄化に配慮した内容となっております。発行当初から行使価額は1,259円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の目的となる株式の総数についても、発行当初から436,900株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び割当株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

## 取得条項

本新株予約権には、上記表中「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に記載のとおり、一定の条件のもとで、一定の手続を経て、当社が本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。かかる取得条項により、当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、また、本新株予約権の行使を促進させるとともに、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を一定程度確保することができます。

## 取得条項

本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引日における行使価額の180%を超えた場合において、当社取締役会が定める取得日の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき2,770円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。

## 割当予定先の行使方針

株式の価格が権利行使価格を上回っている場合に、株価のトレンドや出来高を勘案し、随時権利行使を行う方針と確認しております。

## (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 2 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
562,159,230	3,000,000	559,159,230

(注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額12,102,130円に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額550,057,100円を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。これによって、調達金額に達しない場合、銀行借入にて充当する予定です。

4. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用（1,270,000円）、価額算定費用（1,500,000円）、信託銀行費用（230,000円）の合計額であります。

## (2) 【手取金の使途】

上記手取金の具体的な使途については、次のとおり予定しております。また、以下の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金等で保管する予定です。

具体的な使途	金額（円）	支出予定時期
新規モバイル・オンライン・ゲームの企画及び開発に係る人件費	559,159,230	平成25年8月～平成26年1月

当社は、平成25年4月12日に公表した「第2四半期連結業績予想値と決算値の差異および通期連結業績予想の修正ならびに役員報酬の減額に関するお知らせ」に記載したとおり、新作ゲームのリリース遅延により、一時的に業績が悪化し、通期連結業績予測の修正を行うこととなりました。しかし、その後、平成25年6月18日に当社ホームページに開示した「KLab, 2013年5月 単月黒字化のお知らせ」に記載したとおり、平成25年4月より提供を開始した『ラブライブ！スクールアイドルフェスティバル』や当社の子会社が提供する『幽遊白書 -魔界統一最強バトル-』などの新作ゲームのヒット、既存作の堅調な推移、外注費を中心としたコスト削減を計画以上のスピードで推進したことにより、業績は急回復し、平成25年5月単月で営業利益の黒字化を達成しております。

上記のような環境の中、当社としては引き続きコスト削減策を進めていく一方で、中長期的な視点からは、競争が激化しているモバイル・オンライン・ゲーム市場において、新作ゲームの開発を強化して進めていくことにより、更なるシェアの拡大を図ることが、企業価値の向上、ひいては株主価値の増加につながるものと考えております。そのような観点から、手取金の使途については、新作ゲームの企画及び開発に係る人件費に充当することを予定しております。

なお、下記「募集又は売出しに関する特別記載事項」記載のとおり、平成25年7月17日付の取締役会決議により、本新株予約権の第三者割当と並行して、Oakキャピタル株式会社（以下「Oakキャピタル」といいます。）に対する第三者割当による新株式の発行を決議しており、かかる新株式の発行による差引手取概算額98,790,500円についても、新規モバイル・オンライン・ゲームの企画及び開発に係る人件費に充当する予定であります。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

### 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当社は、平成25年7月17日付の取締役会決議により、本新株予約権の第三者割当による発行と並行して、以下の概要のとおり第三者割当による新株式の発行を決議しております。

(第三者割当による新株式の発行)

(1) 払込期日	平成25年8月2日
(2) 株式の種類及び数	普通株式241,600株
(3) 発行価格	1株当たり1,134円
(4) 発行価額の総額	273,974,400円
(5) 募集又は割当方法(割当予定先)	第三者割当 割当予定先：株式会社博報堂

(第三者割当による新株式の発行)

(1) 払込期日	平成25年8月2日
(2) 株式の種類及び数	普通株式79,500株
(3) 発行価格	1株当たり1,259円
(4) 発行価額の総額	100,090,500円
(5) 募集又は割当方法(割当予定先)	第三者割当 割当予定先：Oakキャピタル株式会社

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

### 1【割当予定先の状況】

#### a. 割当予定先の概要

名称	Oakキャピタル株式会社
本店の所在地	東京都港区赤坂八丁目10番24号
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度第152期 (自平成24年4月1日至平成25年3月31日) 平成25年6月25日 関東財務局長に提出

(注) 割当予定先の概要は、平成25年7月17日現在のものです。

#### b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません
人事関係		該当事項はありません
資金関係		該当事項はありません
技術又は取引関係		該当事項はありません

(注) 当事会社間の関係は、平成25年7月17日現在のものです。

## c. 割当予定先の選定理由

資金調達の方法としては、代表的な方法として公募増資という方法もありますが、当社の現在の資金ニーズは比較的少額であり、公募増資による方法は、調達金額に比べてコストが高く、現時点における資金調達方法としては合理的でないと判断いたしました。その一方で、第三者割当による方法は、事業成長のために、一定の額を速やかにかつ確実に調達できる方法であり、現時点における資金調達方法として最適であると判断いたしました。また、新株式の発行と新株予約権の発行を組み合わせた今回の資金調達のスキームは、新株式の発行により当社の当面の資金需要に対処するとともに、新株予約権の発行により割当先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであります。また、新株予約権は一度に大量の新株式を発行しないため、既存株式の希薄化が段階的に進む点でも優位性があると判断しております。

割当予定先のO a k キャピタルは、株式会社東京証券取引所市場第二部に上場する独立系の投資会社として中立的な立場から、幅広い企業ネットワークを持っております。O a k キャピタルは、国内外において10年以上に渡り投資事業を行っており、投資実績は豊富です。また、潜在成長力を持つ新興上場企業に対する投資も積極的に行っております。同社はファイナンスの引受け等を行うインベストメントバンキング事業に加え、クライアント企業の成長戦略の策定や営業支援などを行うアドバイザー事業などを手掛け、企業価値向上のための総合的な支援体制を築いております。また、同社は、平成24年4月より新興市場のIT企業向けに「ビジネスモデルの創出」と「成長シナリオの戦略」を立案し、新たな収益部門の構築を支援する成長支援投資を開始しております。

また、O a k キャピタルは、昨年来株式市場が上昇基調に転じたことから、平成25年5月より、投資戦略の拡大、株式運用の開始、投資対象の拡大といった経営環境及び投資環境に対応した投資戦略を積極的に展開する方針を表明しております。

当社は、O a k キャピタルが、上記の投資方針の下で、株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら必要資金を調達したいという当社のニーズを充足し得るファイナンス手法として、株式及び本新株予約権を同社に割当てる手法を提案したことに加え、他の証券会社や投資会社に比べ同社が迅速に意思決定を行い、資金調達のタイミング及び金額に係る当社のニーズを充足する条件を提案したこと等を総合的に勘案し、同社を割当予定先として選定いたしました。

## d. 割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は436,900株です。

## e. 株券等の保有方針

本新株予約権について、当社とO a k キャピタルとの間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。

O a k キャピタルは、本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有していません。

## f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先から、本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けており、割当予定先の平成25年3月期に係る有価証券報告書に掲げられた個別財務諸表及び平成25年6月末現在の個別貸借対照表から、割当予定先がかかる払込みに要する十分な現預金その他の流動資産を保有していることを確認しております。

## g. 割当予定先の実態

割当予定先は、株式会社東京証券取引所市場第二部に上場しています。当社は、割当予定先が株式会社東京証券取引所に提出したコーポレートガバナンス報告書において、割当予定先が警察、顧問弁護士等との連携により、反社会的勢力との一切の関係を遮断すること等の反社会的勢力排除に向けた基本的方針を定めていることを確認しております。

さらに、当社は、過去の新聞記事、WEB等のメディア掲載情報の検索により、割当予定先及びその役員は暴力団等とは一切関係がないと判断しております。

なお、当社は、割当予定先が暴力団等とは関係がないことを確認している旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡につきましては譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認を必要としております。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

## 3【発行条件に関する事項】

### (1) 発行条件の算定根拠

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先であるOakキャピタルとの間で締結する予定の総数引受契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザーに依頼しました。当該機関は、本割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向について「株式の価格が権利行使価格を上回っている場合、随時権利行使を行うものとする。ただし、期中に取得した株式の売却に当たっては、出来高等、株式売却による市場への影響を考慮するものとする。」ことを想定しつつ、当社の株価、当社株式の流動性について一定の前提を置いて評価を実施した結果、新株予約権1個の払込金額2,770円と算定しました。当社は、この評価を妥当として、本新株予約権1個の払込金額を金2,770円としました。また、本新株予約権の行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日(平成25年7月16日)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額としました。

当社監査役全員も、第三者算定機関によって算出された本新株予約権の評価額を上回る金額を本新株予約権の払込金額としていることから、本新株予約権の払込金額は、割当予定先に特に有利でなく、適法であると判断しております。

### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権のすべてが行使された場合に発行される株式数は436,900株(議決権の数は4,369個)であり、また、上記「募集又は売出しに関する特別記載事項」記載の新株式の発行数は321,100株(議決権の数は3,211個)です。これらを合算すると、発行される株式数は758,000株(議決権の数は7,580個)となり、発行決議日現在の当社の発行済株式総数30,052,500株(議決権の総数は291,524個)に対して2.52%の割合(議決権の総数に対する割合は2.60%)で希薄化が生じることとなります。しかしながら、本新株予約権の第三者割当は、当社の企業価値及び株主価値の向上に寄与できるものと考えられ、希薄化の程度を踏まえても、今回の募集規模は合理的であると判断しております。

## 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に対する 所有議決権数の 割合	割当後の所有株式 数 (株)	割当後の総議決権 数に対する所有議 決権数の割合
真田哲弥	東京都江東区	3,897,500	13.37%	3,897,500	13.03%
ドイチェ バンク アーゲー ロンド ン ピービー ノン トリティー クラ イアンツ 613	東京都千代田区永 田町二丁目11番1 号山王パークタ ワー	1,328,600	4.56%	1,328,600	4.44%
日本証券金融株式 会社	東京都中央区日本 橋茅場町一丁目2 番10号	938,900	3.22%	938,900	3.14%
ザ バンク オブ ニューヨーク メ ロン アズ エー ジェント ビーエ ヌワイエム エイ エス イーエイ ダッチ ペンショ ン オムニバス 140016	東京都中央区月島 四丁目16番13号	850,000	2.92%	850,000	2.84%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木 一丁目6番1号	682,500	2.34%	682,500	2.28%
セガサミーホール ディングス株式会 社	東京都港区東新橋 一丁目9番2号汐 留住友ビル21階	675,000	2.32%	675,000	2.26%
O a kキャピタル 株式会社	東京都港区赤坂八 丁目10番24号			516,400	1.73%
日本トラスティ・ サービス信託銀行 (信託口)	東京都中央区晴海 一丁目8番11号	457,500	1.57%	457,500	1.53%
ビーエヌワイエム エスエーエヌブ イ ビーエヌワイ エム クライアン ト アカウント エ ムピーシーエス ジャパン	東京都千代田区丸 の内二丁目7番1 号決済事業部	456,167	1.56%	456,167	1.53%

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数 (株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
ジェーピー モルガン チェース バンク 385181	東京都中央区月島四丁目16番13号	445,900	1.53%	445,900	1.49%
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーレギュラーアカウント	東京都港区六本木六丁目10番1号	435,700	1.49%	435,700	1.46%
計		10,167,767	34.89%	10,684,167	35.73%

(注) 1. 自己株式は、上記「第三者割当後の大株主の状況」からは除外しております。

2. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成25年5月31日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。

3. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成25年5月31日現在の発行済株式総数に、本新株予約権の目的となる株式の数及び上記「募集又は売出しに関する特別記載事項」記載の新株式の発行数を加えた株式数によって算出しております。

4. 割当予定先については、本新株予約権の行使により取得する株式及び上記「募集又は売出しに関する特別記載事項」記載の新株式の長期保有を約していないことから、割当後における当社の大株主とならないと見込んでおります。

#### 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

#### 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

#### 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

### 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第13期（自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日）  
平成24年11月28日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第14期第1四半期（自 平成24年9月1日 至 平成24年11月30日）  
平成25年1月11日関東財務局長に提出

#### 3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第14期第2四半期（自 平成24年12月1日 至 平成25年2月28日）  
平成25年4月12日関東財務局長に提出

#### 4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第14期第3四半期（自 平成24年3月1日 至 平成25年5月31日）  
平成25年7月12日関東財務局長に提出

#### 5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年7月17日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書を平成24年11月29日に関東財務局長に提出

#### 6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年7月17日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号に基づく臨時報告書を平成25年7月16日に関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成25年7月17日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券届出書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成25年7月17日）現在において変更の必要はないと判断しております。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

K L a b株式会社本店  
（東京都港区六本木六丁目10番1号）  
株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

#### 第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

#### 第五部【特別情報】

##### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。